

タクシー事業の現状について

平成31年2月13日
京葉交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

活性化事業計画の認定申請状況等及び適正車両数について

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー(H31.1.31現在)									個人タクシー				
		事業者数	申請			うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	認定			事業者数 (H31.1末)	申請者数 (H31.1末)	認定 事業者数 (H31.1末)
			申請者数	申請者数	減車数	休車数	事業者数	減車数		事業者数	減車数	休車数			
京葉交通圏	H22.2.19	33	33	27	128	0	33	27	128	0	338	292	292		

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	適正車両数(H27.8.10公示) (平成28年7月15日一部改正)		
			下限値	上限値③	
京葉交通圏	1,514	4.03%	1,287	~	1,453

●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H21.10.1)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数		
					下限値	上限値	
京葉交通圏	1,684	1,514	10.10%	約17%~26%	1,250	~	1,400

事業者計画の認可及び車両の削減実施状況

平成31年1月31日時点

○法人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況		事業者計画 実施車両数	事業者計画外 で実施した削減車両数	削減車両数合計
		抹消	抹消			
33社中33社	33社	41両	41両	41両	0両	41両

事業者計画を全て実施した場合の 京葉交通圏の車両数	適正車両数上限との乖離率
1473両	1.36%

○個人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数
338者中338者	335者

※合意事業者の3者については、譲渡譲受により現在事業者計画手続き中。

タクシー業界の取り組み

平成31年2月13日
京葉交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

京葉交通圏の活性化の取り組み

ユニバーサルデザインタクシーの導入とユニバーサルドライバー研修の充実

○目的

高齢者・障がい者のほか、妊産婦や子ども連れの人など様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を進めるとともに、すべてのお客様への接遇や解除を向上させるため、ユニバーサルドライバー研修の更なる推進を図り、公共交通機関として誰もが使いやすいタクシーへ、ハード、ソフト、両面での拡充を目指す。

○取組の概要

- ・補助金を活用したユニバーサルデザインタクシー車両導入の促進
- ・ユニバーサルドライバー研修については、千葉県内において平成24年度から現在まで、計42回実施

○ユニバーサルデザインタクシーの導入状況 (京葉交通圏)

	導入社数	導入車両数
平成27年度末	5	7
平成28年度末	5	8
平成29年度末	17	59
平成30年度末	21	113

※平成30年度末については目標値



○ユニバーサルドライバー研修の受講状況 (京葉交通圏)

	実施事業者数	受講運転者数
平成27年度末	5	22
平成28年度末	6	25
平成29年度末	20	236
平成30年度末	28	419

※平成30年度末については目標値

京葉交通圏の活性化の取り組み

外国人旅客接遇研修

○目的

千葉県内には「成田国際空港」や「東京ディズニーリゾート」といった施設があり、また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多数の訪日外国人が想定される。日本を訪れる外国人にとって初めて触れる日本人といつても過言ではない「タクシードライバー」の方々が“おもてなしの心”を体現するためには外国語による旅客接遇や各国の文化を学ぶ必要があることから、平成26年度から現在まで計6回の研修を開催し、227名が受講している。

○実施状況

平成26年度	受講者	84名
平成27年度	受講者	72名
平成28年度	受講者	43名
平成29年度	受講者	28名
累計	講習6回	(受講者227人)

○講習内容

英語による乗降時の挨拶、基本会話の練習等



ロールプレイングによる実習

アプリ配車

○目的

現在、全国レベルの配車アプリから各地域に特化した配車アプリまで、非常に多くの配車アプリが存在する。

スマートフォンによる配車サービスは、GPS機能等の活用による効率的な配車やネットによるオンラインでの決済など利便性が高く、また、電話での配車依頼よりも気軽に利用できることから、今後、利用者の増加が見込まれる。

こういった利用者のニーズに対応するため、参加会社、対応車両の増加を図り、利用者利便の向上を目指す。

アプリ配車の導入状況 (京葉交通圏)

	導入社数	対応車両数
平成27年度末	7	388
平成28年度末	7	388
平成29年度末	8	406
平成30年度末	13	503



※平成30年度末については目標値

クレジットカード・電子マネー等決済機の導入

2017年6月に閣議決定した「未来投資戦略2017」において、2027年までの10年間で「キャッシュレス決済比率」を4割程度まで増加させる方針が示され、キャッシュレス化の推進が図られた。

実際に、2018年9月におけるSuicaの発行枚数は6942万枚であり、交通系電子マネーの1日の最高利用件数が600万件以上となるなど、キャッシュレスによる決済が一般にも浸透してきている。

また、スマホ配車アプリの利用が増加していることもあり、今後クレジットカード・電子マネーでの決済は増加するものと思われる。

このことから利用者利便の向上のため、決済機搭載車両の更なる拡充を行う。

クレジットカード・電子マネー等決済機導入状況 (京葉交通圏)

	導入社数	導入車両数
平成27年度末	22	1,028
平成28年度末	22	1,033
平成29年度末	29	1,394
平成30年度末	33	1,493

※平成30年度末については目標値

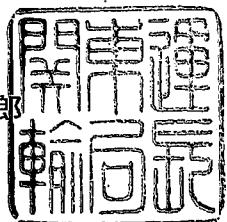


関自旅二第2437号
平成30年11月22日

京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会

会長 棚澤 芳雄 殿

関東運輸局長 掛江 浩一郎



特定地域の指定期限の延長について

千葉県京葉交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針3.に該当しているため、御協議会において特定地域の指定期限の延長を希望する場合においては、平成31年2月末日までに御協議会において同意を得た上で、別紙によりその旨を報告していただきますようお願い致します。

(別紙)

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿
(関東運輸局長経由)

○○○○協議会
会長 ○○ ○○

特定地域の指定期限の延長に関する決議について（報告）

平成 年 月 日に協議会を開催し、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続に関する議論を行った結果、同意する（同意しない）との結論に至りましたので報告致します。

国自旅第298号
平成30年3月16日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化
及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の
取扱いに関する指針について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「法」という。) 第3条第1項に基づき、現在特定地域に指定されている地域について、平成30年度以降順次年間の指定期間の満了を迎えることから、同条第2項に基づく指定の期限の延長については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長は行わない。
- 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」(平成27年1月30日付け国自旅客第305号。以下「指定基準通達」という。) 1. に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
- 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2



年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2.（ただし書を除く。）に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2.ただし書の規定は適用しない。

4. 上記2.及び3.に該当する地域について、当該地域における協議会の同意がない場合は、指定の延長の手続きは行わない。

附 則

本通達は、平成30年3月16日から施行する。

公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項に基づき、特定地域に指定されている地域について、同条第2項に基づく指定の期限の延長の取扱いに関する指針を下記のとおり公示する。

平成30年3月16日

関東運輸局長 河田 守弘

記

- 協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長は行わない。
- 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」(平成27年1月30日付け公示。以下「指定基準通達」という。)1.に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
- 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2.(ただし書を除く。)に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2.ただし書の規定は適用しない。
- 上記2.及び3.に該当する地域について、当該地域における協議会の同意がない場合は、指定の延長の手続きは行わない。

附 則

本通達は、平成30年3月16日から施行する。

国自旅第191号
平成30年11月22日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域の指定期限の延長について

現在特定地域に指定している営業区域について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について、延長の指針に該当している。

については、貴職から下記交通圏の特定地域協議会会長に対してその旨を伝えるとともに、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続を希望する協議会がある場合においては、平成31年2月末日までに報告されたい。

なお、協議会において、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、適時適切に助言・協力等をされたい。

記

延長の指針2. に該当する営業区域

千葉県 東葛交通圏、千葉交通圏

延長の指針3. に該当する営業区域

東京都 南多摩交通圏

千葉県 京葉交通圏

埼玉県 県南中央交通圏

栃木県 宇都宮交通圏



【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

京葉交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 44.3% (H29) 34.9% (減少率) 21.2%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H28) 47.3% (H29) 40.3% (収支差) ▲ 7.0 ポイント

(3) 人口要件

船橋市 約 63 万人

(4) 総実車キロの要件

(H28) 37,271,981 km (H29) 36,121,062 km (増加率) ▲3.1%

(5) ①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 38,407 円 (H29) 36,278 円 (減少率) 5.5%

日車実車キロ (H13) 103.0 km (H29) 89.2 km (減少率) 13.4%

②法令違反の発生状況の要件

(京葉交通圏) 0.0290 件 (全国平均) 0.0573 件

③事故の発生状況の要件

(京葉交通圏) 8.104 件 (全国平均) 7.594 件